

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年9月7日提出
【発行者名】	M F S インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 義典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル
【事務連絡者氏名】	平松 和久
【電話番号】	03-5510-8550
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	M F S プルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

MFSブルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：100億円を上限とします。

継続申込期間：5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初自己設定：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2018年9月25日とします。（自己設定）

継続申込期間：2018年9月26日から2019年9月17日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

MFS インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <https://www.mfs.com/japan>

お問い合わせ先<営業部> 03-5510-8550

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

(9) 【払込期日】

当初自己設定

委託会社は、当初設定日に自己設定にかかる発行価額の総額(設定総額)を、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとしします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券(資産配分変更型))))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

実質的に米ドル売り円買いの取引を行いますが、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことを目的としていません。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券（資産配分変更型）））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

(1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

(1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

(1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

(1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 主として、MFSメリディアン・ファンズープルーデント・キャピタル・ファンド(以下、主要投資対象ファンドという場合があります。)の円建ての外国投資証券(ZH1円シェア・クラス)への投資を通じて、日本を含む世界の株式および債券ならびに現金(同等物を含みます。)に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
2. 原則として、主要投資対象ファンドへの投資比率を高位に維持します。

主要投資対象ファンドの運用の特色は以下の通りです。

<概要>

日本を含む世界の株式および債券への投資を通じて、資産の長期的な成長を目指します。各アセットクラスへの配分比率は、目安として、株式を50%~90%程度、社債等を10%~30%程度とします。また、ポートフォリオ全体の価格下落リスクを軽減するため、あるいは市場環境や魅力的な投資機会が乏しいと考える場合は、ポートフォリオの40%程度まで現金等を保有する場合があります。

ZH1円シェア・クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産額を米ドル換算した額とほぼ同額の米ドル売り円買いの為替取引を行います。

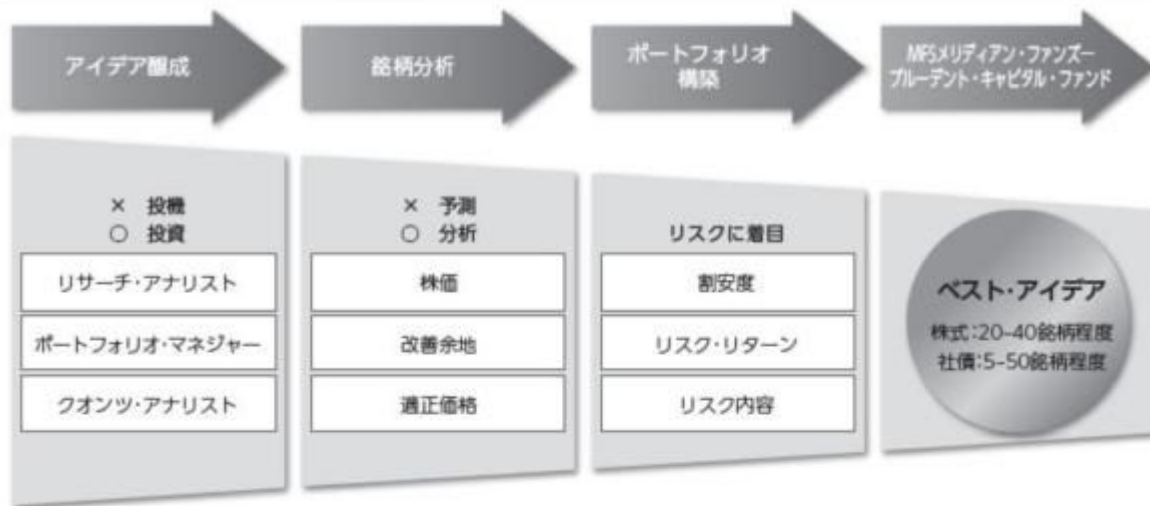
<運用手法>

- 長期投資の理念に基づき、株式・社債等・現金(同等物を含みます。)へと資産を配分します。
- 各アセットクラスへの配分比率は共同ポートフォリオ・マネジャーの合意に基づき決定します。
- 株式の銘柄選択にあたっては、ボトムアップ・アプローチによるファンダメンタルズ分析に基づき、バリュエーションに留意しつつ、景気変動の影響を受けにくい堅固なビジネスモデルを持つ最も確信度の高い銘柄を厳選します。
- 債券における社債の銘柄選択にあたっては、バランスシートが健全でキャッシュフロー創出力があり、長期的に信用力の向上余地のあるハイイールド銘柄を中心に、バリュエーションに留意しつつ、選別します。
- 特定の地域、セクターや銘柄への集中を避けて分散投資します。
- プット・オプションを利用して市場下落リスクのヘッジを行う場合があります。

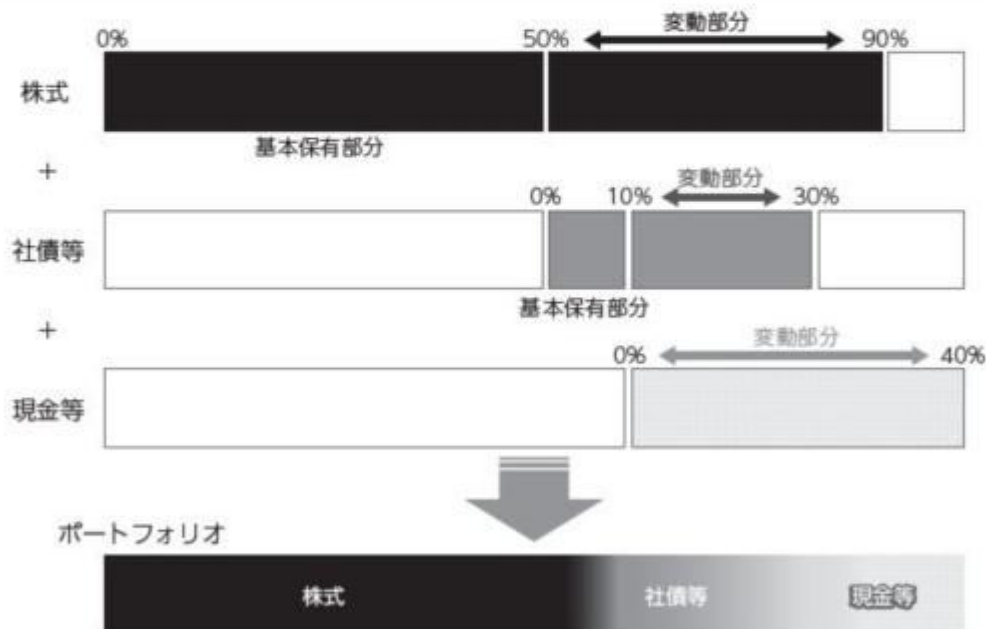
<投資哲学>

- **Patience(忍耐)**
短期的な市場動向に過剰反応せず、長期的視野に基づく。
- **Objectivity(客観)**
心理バイアスを克服し、データおよび事実に基づき分析・投資。
- **Independence(独立)**
流行や市場コンセンサスに左右されず、確信度に基づき選択を行う。
- **Caution(警戒)**
資産の保全には、勝つことよりも負けないことが重要。
- **Simplicity(簡潔)**
理解の及ばぬ事業への投資を回避。良識的な立場から投資意思を決定。

ポートフォリオ構築のプロセス



各資産への配分目安



※各アセットクラスへの配分比率は目安であり、上記比率から乖離する場合があります。

※上記は主要投資対象ファンドの投資を行うマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（以下、MFSという場合があります。）の運用プロセスです。

MFSは1924年に設立された米国で最も歴史のある資産運用会社のひとつです。

世界各地に在籍するグローバル・リサーチ・チームのボトムアップによる個別企業分析に基づいて、ポートフォリオマネジャーが投資銘柄を決定します。ポートフォリオのリスク特性等については、クオンツ・チームを中心にモニタリングしており、運用チーム情報を共有し、運用目標に適った運用が行われていることを確認しています。

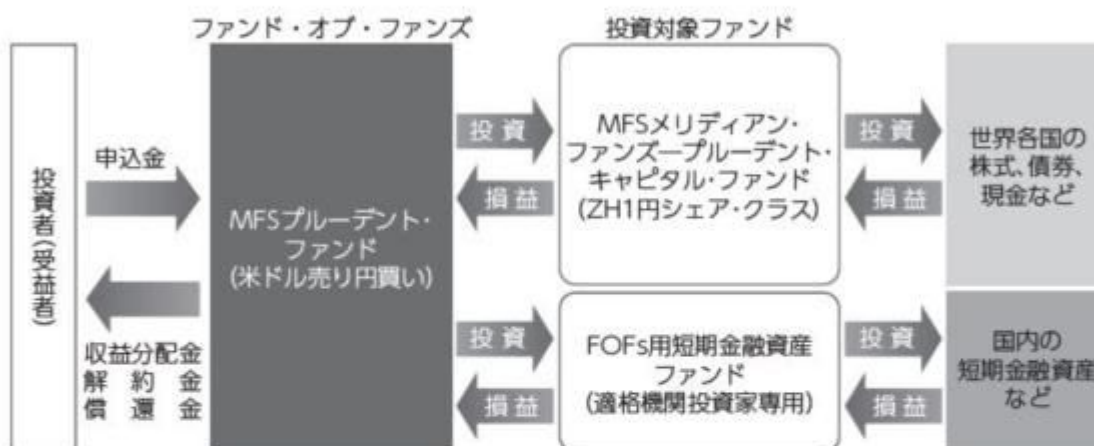
※上記は、2018年6月末現在のものであり、今後、MFSの判断その他の理由により変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。
 ファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)
 主として日本を含む世界の株式および債券ならびに現金(同等物を含みます)へ投資する投資信託証券
 [MFSメリディアン・ファンズ・ブルーデント・キャピタル・ファンド(ZH1円シェア・クラス)]
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券
 主として短期金融資産等に投資する投資信託証券
 [FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)]



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。

分配方針

原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の合計額とします。
- ② 分配金額については、上記①の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合や委託会社の判断によって分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあらず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて元本と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

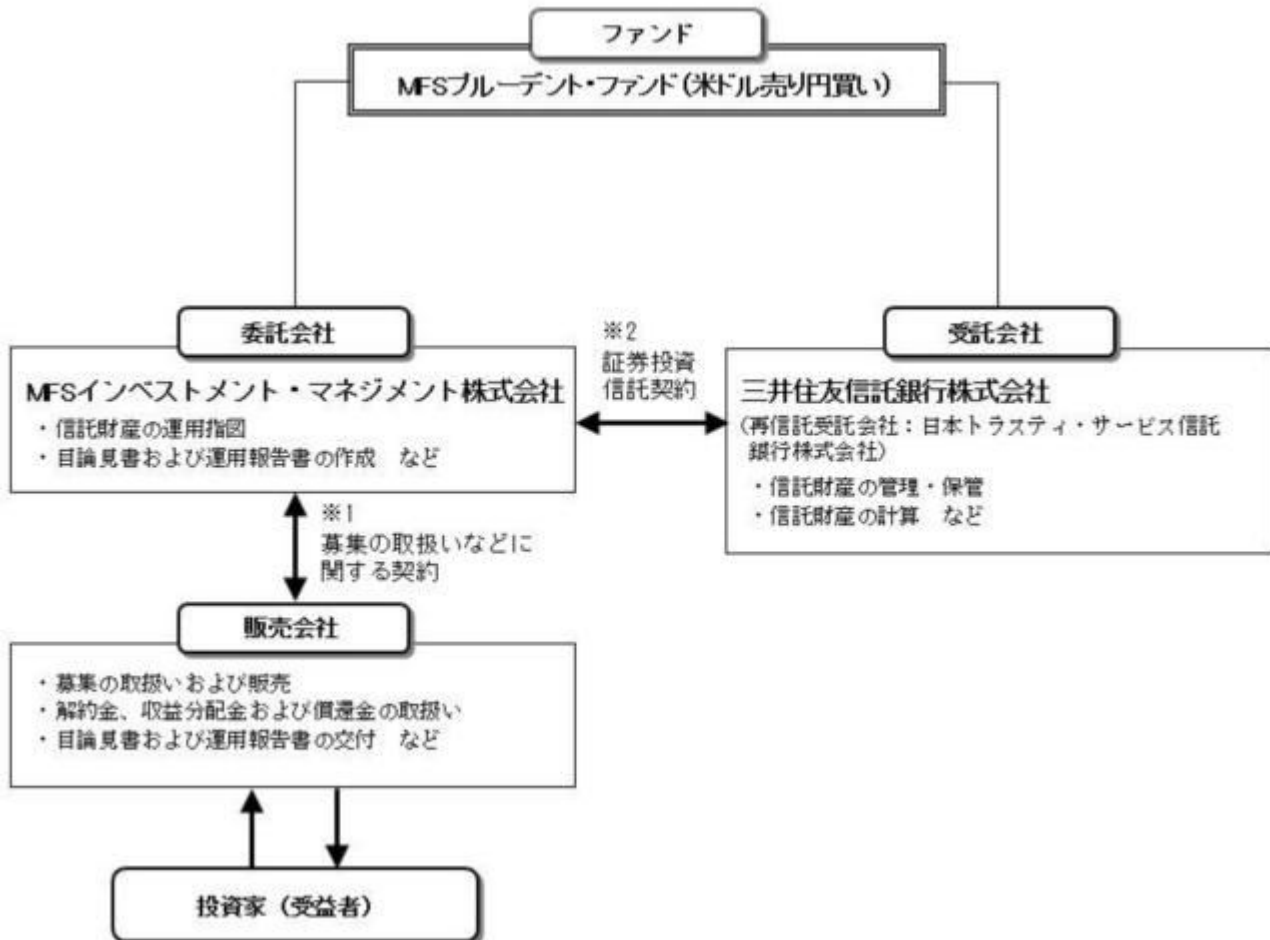
(2) 【ファンドの沿革】

2018年9月26日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

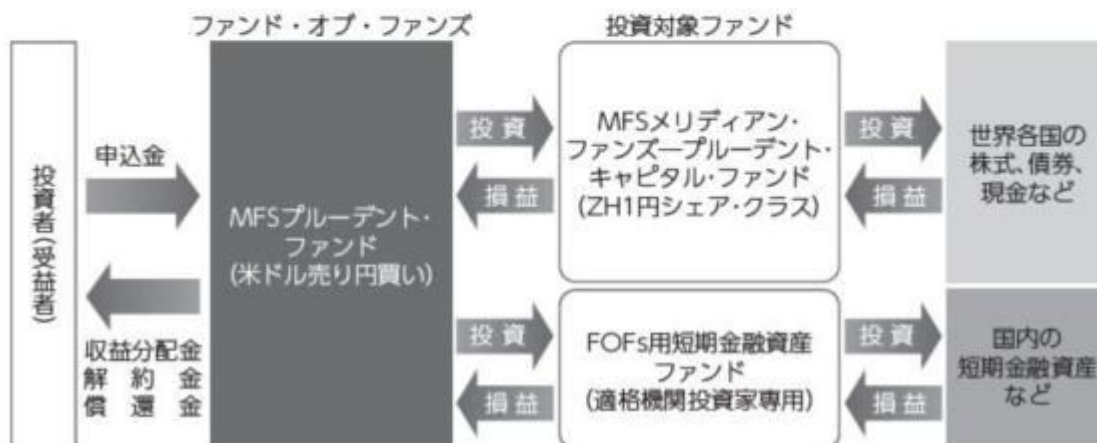


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

ファンドは、複数の投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。
 ファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)
 主として日本を含む世界の株式および債券ならびに現金(同等物を含みます)へ投資する投資信託証券
 「MFSメリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンド(ZH1円シェア・クラス)」
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券
 主として短期金融資産等に投資する投資信託証券
 「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」



委託会社の概況（2018年6月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

1998年5月： マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立

1998年6月： 投資顧問業者の登録

1999年2月： 投資一任契約に係る業務の認可

1999年12月： 証券投資信託委託業の認可

2000年8月： エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

2011年6月： MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
エムエフエス・インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド	連合王国（イギリス）ロンドン市	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、MFSメリディアン・ファンズ-ブルーデント・キャピタル・ファンドへの投資を通じて日本を含む世界の株式および債券ならびに現金（同等物を含みます。）等に実質的な投資を行います。

原則として、MFSメリディアン・ファンズ-ブルーデント・キャピタル・ファンドへの投資比率を高位に維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

MFSメリディアン・ファンズ-ブルーデント・キャピタル・ファンドの外国投資証券（ZH1円シェア・クラス）を主要投資対象とします。このほか、F0Fs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券にも投資を行います。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、ルクセンブルグ籍の外国投資法人であるMFSメリディアン・ファンズ-ブルーデント・キャピタル・ファンドの円建ての外国投資証券（ZH1円シェア・クラス）、F0Fs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4．外国法人が発行する譲渡性預金証書

金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年6月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、投資顧問会社の判断その他理由により変更される場合があります。

<MFSメリディアン・ファンズ ブルーデント・キャピタル・ファンド（ZH1円シェア・クラス）>

基本情報	
形態	ルクセンブルグ籍 / 円建て / 外国投資信託証券 / 会社型
主な投資対象	日本を含む世界の株式および債券ならびに現金（同等物を含みます。）
投資方針	<p>株式の銘柄選択にあたっては、ボトムアップ・アプローチによるファンダメンタルズ分析に基づき、バリュエーションに留意しつつ、景気変動の影響を受けにくい堅固なビジネスモデルを持つ最も確信度の高い銘柄を厳選します。</p> <p>債券は社債を中心に投資し、その銘柄選択にあたっては、バランスシートが健全でキャッシュフロー創出力があり、長期的に信用力の向上余地のあるハイイールド銘柄を中心に、バリュエーションに留意しつつ、選別します。</p> <p>各アセットクラスへの配分比率は、目安として、株式を50%～90%程度、社債等を10%～30%程度とします。また、ポートフォリオ全体の価格下落リスクを軽減するため、あるいは市場環境や魅力的な投資機会が乏しいと考える場合は、ポートフォリオの40%程度まで現金等を保有する場合があります。</p> <p>実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行うことを基本とします。したがって保有する実質的な外貨建資産について対円で為替ヘッジを行うことを目的とはしていません。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体が発行する譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超える同一発行体の譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、合計で純資産総額の40%以下とします。 ・ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません。 ・デリバティブ取引のエクスポージャーはファンドの純資産総額の100%以下とします。
収益分配	原則として、分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。（委託会社の報酬中から支弁します。）
その他	
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
管理会社	MFSインベストメント・マネジメント・カンパニー・（ルクセンブルグ）・エス・エー・アール・エル

管理事務代行会社 保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年1月末日

当該ファンドの投資顧問会社への報酬は委託会社の報酬中から支払うため、信託報酬はありませんが、後記「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用（年率上限0.15%）が別途かかります。

< FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用） >

基本情報	
形態	国内籍 / 追加型証券投資信託
基本方針	この投資信託は、主として、「短期金融資産マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.1404%（税抜0.13%）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

< MFSインベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）における運用体制 >

運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、各ファンドにおける投資方針や投資対象ファンドの組入方針および各ファンドの配分方針等を決定する体制としております。

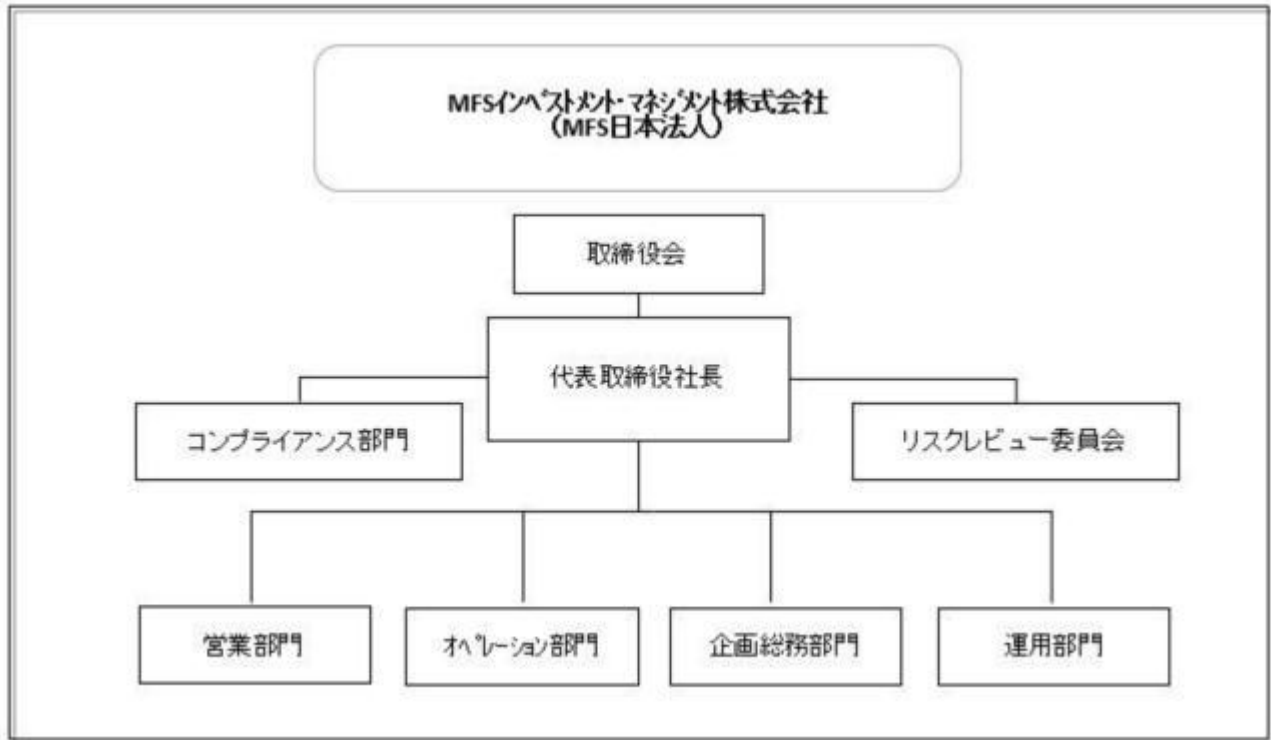
内部管理体制

内部管理体制につきましては、各ファンドの基本方針に則した適正な運用を行うべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、投資対象ファンドを含む各ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部門およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとするリスクレビュー委員会においてレビューを実施する体制としております。

関係法人に関する管理体制

業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また投資信託受託業務にかかる内部統

制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ、業務が適切に遂行されているかの確認を行います。



上記体制は2018年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

< 参考情報 >

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（MFS）について

MFSの投資哲学

「自社による独自の調査・分析があつてこそ、優れた投資判断を導き出すことができる」アクティブな運用を信条とするMFSはそう考えます。

「優れた投資判断は、考え方や視点の異なる専門家同士が積極的な議論を繰り返すことで見出される」私たちはそう信じてやみません。

MFSの運用の特徴

MFSは、1世紀近くのアクティブ運用経験を持つ、グローバルな運用專業会社です。創業以来一貫して、長期の視点に基づいた運用、そして長い時間軸での自らの経営を行ってきました。その運用サービスは4つの原則に支えられています。

- ・統合されたリサーチ
世界中の地域や、株式、債券、クオンツといった分野にまたがる協力体制がもたらす幅広く深みのある視野を活かし、リサーチチームは投資機会を見出し、徹底的に分析します。そして、あらゆる観点からポートフォリオに組入れる銘柄についての理解を深めます。
- ・グローバルなコラボレーション
チーム体制や報酬体系が持つ洗練された仕組みを基礎として、協力し合い、情報を共有するとともに、積極的な議論を行うことが、より良い運用成果をお客様にお届けすることにつながると考えています。
- ・積極的なリスク管理
受託資産の保全とアルファ（超過収益）の獲得に向け、リスク量に対して適切なリターンが期待される投資分野を厳選します。そして、様々なレベルでシステマティックリスクを精査します。

・長期的視点に基づく投資判断

長期的な視点に基づいて投資アイデアに対する確信を築き上げ、ベンチマークと有意に差別化した運用を行うこと、そして、それに対して真摯であり続けることにより、優れた投資アイデアはいずれ報われるとMFSは信じています。

上記体制は、2018年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- 2) 分配金額については、上記1)の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合や委託会社の判断によって分配を行わないことがあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて元本と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません
- 4) 株式への直接投資は行いません。
- 5) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、次に掲げる目的のため、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）
 - ロ. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て
 2. 1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・ 投資信託は預貯金とは異なります。
- ・ 信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・ ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

[価格変動リスク]

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

[信用リスク]

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

[為替変動リスク]

ファンドが投資する「MFSメリディアン・ファンズ プルーデント・キャピタル・ファンド（ZH1円シェア・クラス）」においては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産額を米ドル換算した額とほぼ同額の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行わないため、為替変動の影響を受けません。例えば、当該クラスが実質的に米ドル以外の通貨建資産を保有している場合には、当該通貨に対する円の為替変動の影響を受けません。また、実質的な外貨建資産にかかる通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行した場合等には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。なお、円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

[カントリーリスク]

主要投資対象ファンドの投資対象国において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流

動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。

（２）リスク管理体制

<MFSインベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下の通り独立した組織体制で行っていません。

リスクレビュー委員会

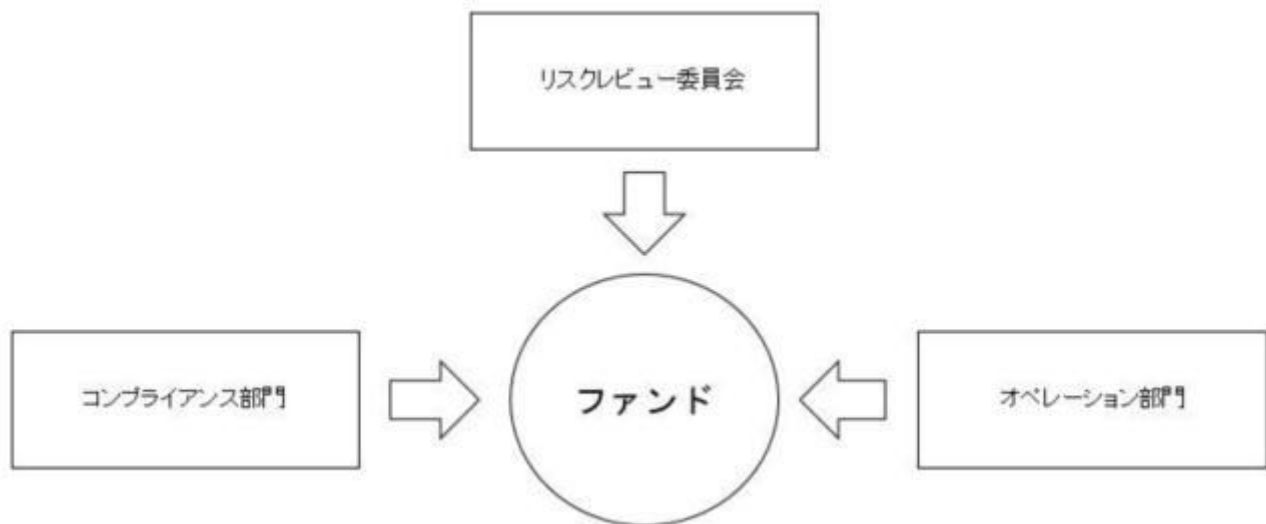
ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行い、運用内容が投資目的に則しているか確認します。

コンプライアンス部門

運用状況について、ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行います。

オペレーション部門

運用部門による発注の執行および決済、ファンドの信託財産の計理処理の適切な管理に努めています。



上記体制は2018年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<参考情報>

主要投資対象ファンドにおけるリスク管理体制は、次の通りです。

MFSメリディアン・ファンズ ブルーデント・キャピタル・ファンドのリスク管理体制

リスク管理は、MFSにおけるリスクマネジメント・オフィサーが責任を持ちます。

（１）ポートフォリオのリスク管理

MFSにとってリスク管理とは企業文化の体現そのものであり、運用プロセスに様々な形で組み込まれています。個別銘柄レベルでは、ファンダメンタルリサーチアナリストがポートフォリオマネージャーと協働してグローバルな分析を行います。ポートフォリオレベルでは、そのリスクバジェット、アセットアロケーション、ポートフォリオ構築において、その戦略の目的やリスク許容度なども勘案し、ポートフォリオマネージャーが管理します。インベストメント・マネジメント委員会では、インベストメントリスクマネジメントチームによって提供される計量的な分析の成果も駆使し、全般的なリスク管理に責任を持って対処しています。

インベストメント・マネジメント委員会の主催にて、半年毎に、ポートフォリオマネージャーは最高運用責任者、計量分析責任者、最高リスクオフィサーなどが一堂に会し、ポートフォリオの特徴、戦略に内包されるリスクが意図された範囲であるかの一貫性の確認など、詳細なリスクレビューを実施しています。

(2) リスク管理の徹底

グローバル・テクノロジー・インベストメント・オペレーション部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

(3) カウンターパーティーリスク管理

インベストメント・マネジメント委員会がカウンターパーティーの承認を行い、ポートフォリオレベル、そして会社レベルを含む多角的なリスク制限を設定し、管理しています。グローバル株式トレーディングならびにグローバル債券トレーディング各々の責任者がカウンターパーティーの精査と評価を運用担当者と実施し、リスク管理を行っています。

上記体制は2018年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

【参考情報】

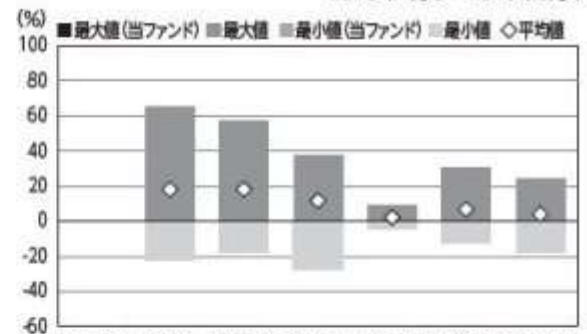
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2013年7月末～2018年6月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 (%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	65.0	57.1	37.2	9.3	30.4	24.1
最小値	-	-22.0	-17.5	-27.4	4.0	12.3	17.4
平均値	-	18.1	18.2	11.7	2.2	6.7	4.0

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 *2013年7月から2018年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
 *決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数 (TOPIX, 配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み, 円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)
 (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の費用について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX, 配当込み)

東証株価指数 (TOPIX, 配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み, 円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み, 円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本, 円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、JP Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口

数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.8964%（税抜0.83%）
投資対象とする外国投資信託	ありません。（委託会社の報酬中から支弁します。）
投資対象とする国内投資信託	0.00108%（税抜0.001%）程度 ファンドの運用方針から見込まれる組入比率をもとに計算した報酬比例を表示しています。
実質的負担	0.89748%（税抜0.831%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.8964%（税抜0.83%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする国内投資信託の組入れに係る実質的な信託報酬率が（年率）0.00108%程度かかるため、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.89748%（税抜0.831%）程度となります。
- ・投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- ・受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.83%	0.80%	0.01%	0.02%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息などは、受益者の負担とし、信託財産中から

支弁します。

次に掲げる費用（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託会社は、諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。委託会社が当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける場合、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.054%（税抜0.05%）を乗じて得た金額の合計額（実際または予想される費用額の範囲内とします。）を上限とします。なお、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、当該料率を信託期間中に合理的な範囲内で変更することができます。

- ・ 信託財産の監査にかかる費用
 - ・ 法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成、印刷、届出および交付にかかる費用
- 監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

<投資対象ファンドにかかる費用>

管理費用が主要投資対象ファンドの信託財産から支払われます（年率上限0.15%）。

主要投資対象ファンドの基準価額の計算においてはスイング・プライス制度が採用されています。これは多額の設定または解約があった場合にファンドに生ずるコストが既存受益者に及ぼす影響を軽減するためのもので、主要投資対象ファンドの設定・解約の正味額が純資産の一定割合を超えると、基準価額自体が上方または下方に変動します。このような変動により、基準価額の動きは必ずしもファンドのパフォーマンスを反映したものにならない場合があります。

受益者が負担する手数料などの合計額やその計算方法については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

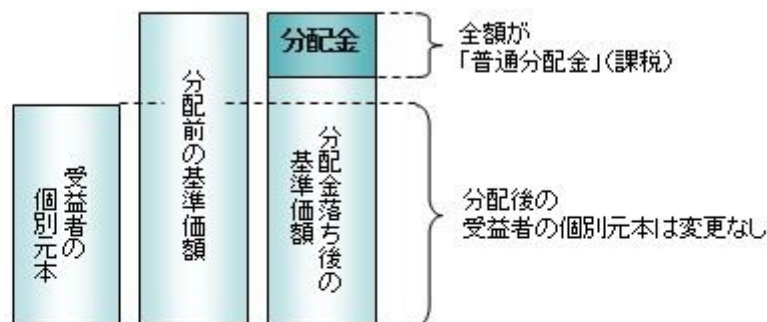
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

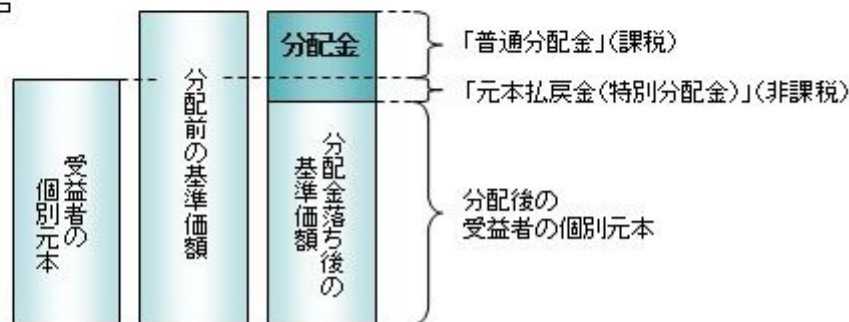
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2018年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

継続申込期間においては、販売会社とSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設されている方からの申込みに限ります。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日またはその翌営業日が主要投資対象ファンドの非営業日と同日となる場合および一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日またはその翌営業日が主要投資対象ファンドの非営業日と同日となる場合および一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日は、解約請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <https://www.mfs.com/japan>

お問い合わせ先<営業部> 03-5510-8550

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

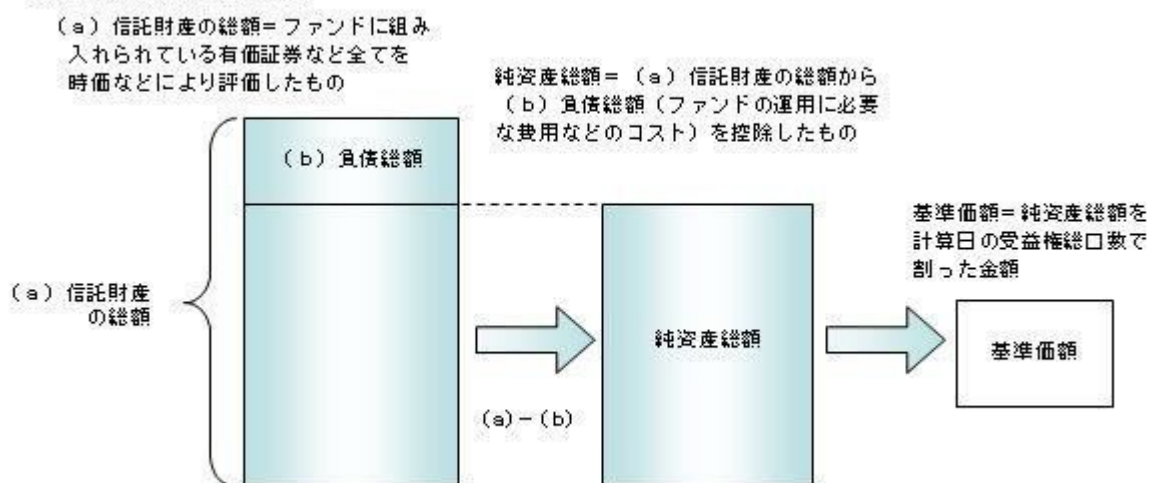
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <https://www.mfs.com/japan>

お問い合わせ先<営業部> 03-5510-8550

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2018年9月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は2018年9月26日から2019年6月17日までとします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
 - 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合
 - ロ) この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
 - ハ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ニ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下

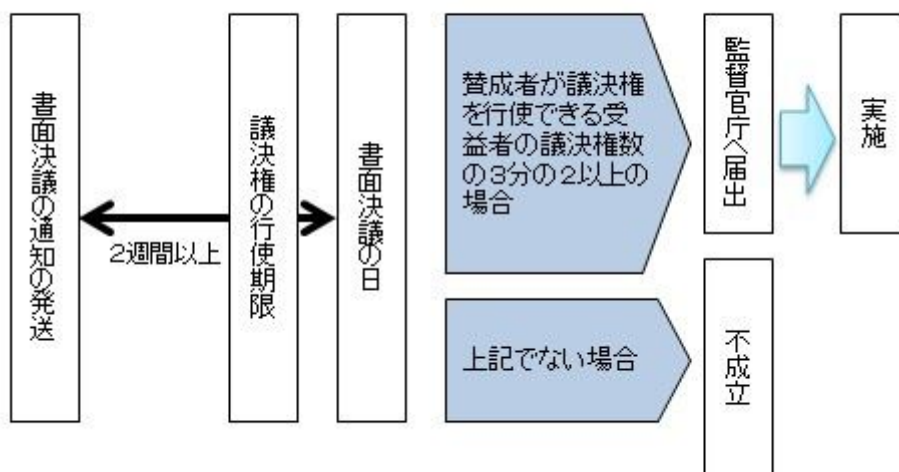
「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行いません。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.mfs.com/japan>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、2018年9月26日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2018年6月末現在	資本金の額	495,000,000円
	発行可能株式総数	10,400株
	発行済株式総数	9,900株

過去5年間における主な資本金の増減
該当ありません。

(2) 会社の意思決定機関（2018年6月末現在）

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中から必要に応じて、会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。また、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関する重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となります。代表取締役に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会は3カ月に1度開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催することができます。取締役会の招集通知は5日前までに発するものとします。ただし、緊急の必要があるときは、短縮することができます。また、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

(3) 運用の意思決定プロセス（2018年6月末現在）

ファンドは、運用部門が運用の基本方針を定め、ファンドに組み入れる証券あるいはマザーファンド等のファンドの組入れ方針、ファンドの分配方針等を決定する運用体制としています。

また、ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部門、コンプライアンス部門、オペレーション部門を含む関連各部門を構成メンバーとするリスクレビュー委員会においてレビューを実施する体制としています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。
- ・2018年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	16	332,268
合計	16	332,268

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当事業年度 (平成30年3月31日現在)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
(資産の部)				
流動資産				
預金		1,921,507		3,105,987
前払費用		16,229		16,618
未収入金		2,729		2,178
未収委託者報酬		508,544		272,151
未収運用受託報酬		1,524,292		1,669,354
繰延税金資産		10,656		15,766
その他流動資産		465		40
流動資産合計		3,984,424		5,082,096
固定資産				
有形固定資産				
(1)建物	*1	52,790	47,784	
(2)器具備品	*1	59,133	56,015	
(3)リース資産	*1	6,547	8,659	
有形固定資産合計		118,471		112,459
無形固定資産				
(1)電話加入権		2,853	2,853	
(2)ソフトウェア		0	0	
無形固定資産合計		2,853		2,853
投資その他の資産				
(1)投資有価証券		275,920	289,030	
(2)差入保証金		94,468	94,468	
(3)繰延税金資産		33,629	31,189	
投資その他の資産合計		404,018		414,688
固定資産合計		525,343		530,000
資産合計		4,509,767		5,612,097
(負債の部)				
流動負債				
リース債務		2,668		2,640
未払金				
(1)未払手数料		10,718	6,670	
(2)その他未払金		63,503	91,439	98,110
未払法人税等		242,603		294,715
未払消費税等		61,169		161,907
関係会社未払金		465,933		511,500
役員賞与引当金		156,123		135,752
その他流動負債		43		-

流動負債合計		1,002,764		1,204,627
固定負債				
リース債務		3,878		6,019
資産除去債務		35,458		36,119
固定負債合計		39,337		42,138
負債合計		1,042,101		1,246,765
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		495,000		495,000
資本剰余金				
資本準備金	230,000	230,000	230,000	230,000
資本剰余金合計		230,000		230,000
利益剰余金				
(1)利益準備金		66,250		66,250
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	2,649,570	2,649,570	3,538,139	3,538,139
利益剰余金合計		2,715,820		3,604,389
株主資本合計		3,440,820		4,329,389
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		26,846		35,941
評価・換算差額等合計		26,846		35,941
純資産合計		3,467,666		4,365,331
負債・純資産合計		4,509,767		5,612,097

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
	営業収益			
委託者報酬		2,020,992		1,861,470
運用受託報酬		5,952,615		6,827,620
投資助言報酬	*1	847,372		934,499
営業収益計		8,820,980		9,623,590
営業費用				
支払手数料		46,538		45,830
広告宣伝費		11,857		4,740
調査費				
委託調査費	*1	3,963,534		4,321,630
委託計算費		58,553		55,307
営業雑経費				
(1)通信費		4,539		4,263
(2)印刷費		524		1,250
(3)協会費		2,120		1,903
(4)諸会費		9,099		9,107
(5)その他		99,555		99,375
ファンド支弁費用		6,800		6,267
営業費用計		4,189,523		4,537,141
一般管理費				

給料				
(1)役員報酬	48,019		48,011	
(2)給料・手当	375,362		337,527	
(3)賞与	632,056	1,055,437	642,842	1,028,381
福利厚生費		312,785		368,363
交際費		3,591		4,928
寄付金		10,000		10,000
旅費交通費		39,399		32,854
租税公課		682		1,682
事業税		31,286		33,998
事業所税		741		741
不動産賃借料		95,541		95,654
役員賞与引当金繰入額		156,123		135,752
退職給付費用		17,366		17,535
固定資産減価償却費		16,898		23,930
リース資産減価償却費		2,668		2,640
資産除去債務利息費用		648		660
器具備品賃借料		921		901
器具備品費		4,645		882
消耗品費		1,559		1,108
修繕費		14,399		8,576
業務委託費	*1	1,557,630		1,853,962
顧問料		78,963		82,629
求人費		-		3,250
図書費		1,177		926
諸経費		31,695		36,394
臨時労務費		9,296		10,913
保険料		6,190		6,407
その他手数料		5,868		6,456
一般管理費計		3,455,518		3,769,532
営業利益		1,175,937		1,316,916
営業外収益				
為替差益		-		52,363
雑益		-		74
営業外収益計		-		52,438
営業外費用				
為替差損		21,669		-
支払利息		212		-
雑損		7		-
営業外費用計		21,889		-
経常利益		1,154,048		1,369,354
特別損失				
固定資産除却損	*2	6,899		-
特別損失計		6,899		-
税引前当期純利益		1,147,148		1,369,354
法人税、住民税及び事業税	416,566		487,469	
法人税等調整額	229	416,796	6,683	480,785
当期純利益		730,352		888,569

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	1,919,217	1,985,467	2,710,467	14,407	14,407	2,724,875
当期変動額										
当期純利益					730,352	730,352	730,352			730,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								12,438	12,438	12,438
当期変動額合計	-	-	-	-	730,352	730,352	730,352	12,438	12,438	742,791
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,649,570	2,715,820	3,440,820	26,846	26,846	3,467,666

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,649,570	2,715,820	3,440,820	26,846	26,846	3,467,666
当期変動額										
当期純利益					888,569	888,569	888,569			888,569
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								9,095	9,095	9,095
当期変動額合計	-	-	-	-	888,569	888,569	888,569	9,095	9,095	897,665
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,538,139	3,604,389	4,329,389	35,941	35,941	4,365,331

〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 其他有価証券 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>其他有価証券 - 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法によっております。 （ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物については定率法によっております。） 器具備品については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="730 324 989 403"> <tr> <td>建物</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～8年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	6～15年	器具備品	4～8年
建物	6～15年				
器具備品	4～8年				
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。</p>				
4. 重要な引当金の計上基準	<p>役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため当期末における支給見込み額を計上しております。</p>				
5. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

〔未適用の会計基準等〕

<p>当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日</p>
--

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

〔注記事項〕

〔貸借対照表関係〕

前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)																
*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">40,354 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">43,226 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">6,796 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">90,377 千円</td> </tr> </table>	建物	40,354 千円	器具備品	43,226 千円	リース資産	6,796 千円	合計	90,377 千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">45,360 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">62,151 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">4,540 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">112,052 千円</td> </tr> </table>	建物	45,360 千円	器具備品	62,151 千円	リース資産	4,540 千円	合計	112,052 千円
建物	40,354 千円																
器具備品	43,226 千円																
リース資産	6,796 千円																
合計	90,377 千円																
建物	45,360 千円																
器具備品	62,151 千円																
リース資産	4,540 千円																
合計	112,052 千円																

<p>2. 当社は、運転資金調達を行う目的で、MFSインターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドとの間で60億円を上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">手形借入枠</td> <td style="text-align: right;">6,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">6,000,000 千円</td> </tr> </table>	手形借入枠	6,000,000 千円	借入実行残高	- 千円	差引額	6,000,000 千円	<p>2. 当社は、運転資金調達を行う目的で、MFSインターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドとの間で60億円を上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">手形借入枠</td> <td style="text-align: right;">6,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">6,000,000 千円</td> </tr> </table>	手形借入枠	6,000,000 千円	借入実行残高	- 千円	差引額	6,000,000 千円
手形借入枠	6,000,000 千円												
借入実行残高	- 千円												
差引額	6,000,000 千円												
手形借入枠	6,000,000 千円												
借入実行残高	- 千円												
差引額	6,000,000 千円												

〔損益計算書関係〕

前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)												
<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">847,372 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">3,963,534 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">1,557,630 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	847,372 千円	委託調査費	3,963,534 千円	業務委託費	1,557,630 千円	<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">934,499 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">4,321,630 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">1,853,962 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	934,499 千円	委託調査費	4,321,630 千円	業務委託費	1,853,962 千円
投資助言報酬	847,372 千円												
委託調査費	3,963,534 千円												
業務委託費	1,557,630 千円												
投資助言報酬	934,499 千円												
委託調査費	4,321,630 千円												
業務委託費	1,853,962 千円												
<p>2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="text-align: right;">6,627 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">272 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6,899 千円</td> </tr> </table>	建物	6,627 千円	器具備品	272 千円	合計	6,899 千円	-						
建物	6,627 千円												
器具備品	272 千円												
合計	6,899 千円												

〔株主資本等変動計算書関係〕

項目	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)			
1. 発行済株式に関する事項	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
	9,900	-	-	9,900
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。			
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。			

4. 配当に関する事項	該当事項はありません。
-------------	-------------

項目	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)				
	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	
1. 発行済株式に関する事項	普通株式	9,900	-	-	9,900
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。				

〔リース取引関係〕

前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(借主側) 1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リ

スクを避けるようにしております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	1,921,507	1,921,507	-
(2)未収委託者報酬	508,544	508,544	-
(3)未収運用受託報酬	1,524,292	1,524,292	-
(4)投資有価証券	275,920	275,920	-
(5)差入保証金	94,468	94,969	501
資産計	4,324,733	4,325,234	501
(1)未払金	74,222	74,222	-
(2)未払法人税等	242,603	242,603	-
(3)未払消費税等	61,169	61,169	-
(4)関係会社未払金	465,933	465,933	-
負債計	843,928	843,928	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定しております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1)未払金、(2)未払法人税等及び(3)未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注2)金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	1,921,507	-	-
未収委託者報酬	508,544	-	-
未収運用受託報酬	1,524,292	-	-
差入保証金	-	90,028	4,440
合計	3,954,343	90,028	4,440

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,105,987	3,105,987	-
(2) 未収委託者報酬	272,151	272,151	-
(3) 未収運用受託報酬	1,669,354	1,669,354	-
(4) 投資有価証券	289,030	289,030	-
(5) 差入保証金	94,468	94,763	294
資産計	5,430,993	5,431,287	294
(1) 未払金	98,110	98,110	-
(2) 未払法人税等	294,715	294,715	-
(3) 未払消費税等	161,907	161,907	-
(4) 関係会社未払金	511,500	511,500	-
負債計	1,066,234	1,066,234	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定しております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1)未払金、(2)未払法人税等及び(3)未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注2)金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	3,105,987	-	-
未収委託者報酬	272,151	-	-
未収運用受託報酬	1,669,354	-	-
差入保証金	-	90,028	4,440
合計	5,047,493	90,028	4,440

〔有価証券関係〕

前事業年度（平成29年3月31日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3)その他(注1)	275,920	237,226	38,694
	小計	275,920	237,226	38,694
合計		275,920	237,226	38,694

(注1) 投資信託受益証券であります。

(注2) 当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成30年3月31日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3)その他(注1)	289,030	237,226	51,804
	小計	289,030	237,226	51,804
合計		289,030	237,226	51,804

(注1) 投資信託受益証券であります。

(注2) 当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

〔デリバティブ取引関係〕

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔退職給付関係〕

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して平成17年5月より確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 17,366千円

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して平成17年5月より確定拠出年金制度を採用しております。

2.退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 17,535千円

〔税効果会計関係〕

前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
流動		流動	
未払事業税	10,427	未払事業税	15,539
未払事業所税	228	未払事業所税	226
固定		固定	
投資有価証券評価損	30,620	投資有価証券評価損	30,620
資産除去債務	10,857	資産除去債務	11,059
生命保険料	5,134	生命保険料	6,315
繰延税金資産合計	57,267	繰延税金資産合計	63,761
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する		資産除去債務に対応する	
除去費用	1,134	除去費用	943
投資有価証券評価益	11,848	投資有価証券評価益	15,862
繰延税金負債合計	12,982	繰延税金負債合計	16,806
繰延税金資産の純額	44,285	繰延税金資産の純額	46,995
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳	
法定実効税率	30.86%	法定実効税率	30.86%
(調整)		(調整)	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	4.60%	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	4.01%
住民税等均等割	0.03%	住民税等均等割	0.02%
その他	0.84%	その他	0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.33%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.11%

〔関連当事者との取引〕

前事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	マサチューセッツ・ファイナン	アメリカ合衆国マサ	1千ドル (平成)	投資	(被所有)	投資顧問契約に基	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	847,372	関係会社	

会社	シャル・サービス・カンパニー	チューセッツ州ボストン	28年12月31日現在)	顧問業など	間接	100%	づく相互の役務の提供	営業取引	委託調査費 (注2)	3,963,534	未払金 (注4)	465,933
								営業取引	業務委託費 (注3)	1,557,630		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。

(注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFSインターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社はMFSインターナショナル・リミテッド（非上場会社）の100%子会社であり、MFSインターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社）の100%子会社であります。

当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (平成29年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 間接 100%	投資顧問業 づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	934,499	関係会社未払金 (注4)	511,500
							営業取引	委託調査費(注2)	4,321,630		
							営業取引	業務委託費(注3)	1,853,962		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。

(注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。

(注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFSインターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社はMFSインターナショナル・リミテッド（非上場会社）の100%子会社であり、MFSインターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社）の100%子会社であります。

〔資産除去債務関係〕

前事業年度末（平成29年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の建物の不動産賃貸借契約の伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	34,810	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	648	千円
当事業年度末残高	35,458	千円

当事業年度末（平成30年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の建物の不動産賃貸借契約の伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	35,458	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	660	千円
当事業年度末残高	36,119	千円

〔セグメント情報等〕

セグメント情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

関連情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

当社は本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客 / ファンドの名称	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	1,404,264

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

当社は本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客 / ファンドの名称	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	1,722,993

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

〔1株当たり情報〕

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
1株当たり純資産額	350,269円36銭	440,942円60銭
1株当たり当期純利益	73,772円98銭	89,754円47銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益	730,352 千円	888,569 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	- 千円
普通株式にかかる当期純利益	730,352 千円	888,569 千円
期中平均株式数	9,900 株	9,900 株

〔重要な後発事象〕

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(2018年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

三井住友信託銀行株式会社は、当初申込日における委託会社による買付にかかる取得申込みを取り扱い、継続申込期間は募集を行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月31日

M F S インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島紀子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているM F S インベストメント・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、M F S インベストメント・マネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。